

関東・東北水害で、東日本大震災の身元・指紋・歯科所見をも 大規模災害で生前情

茨城県と常総市は安否 確認作業(遺体の歯科とにご遺体の身元を判 報を集めるには、各歯

不明者の把握に時間と 所見採取、生前情報収 明させ、家族の元へ帰 科医院で行方不明者の

困難を伴い、公表の在 集、照合)の際、県歯 科医師名簿を見てもらい、該 変困難を極めた。ある

り方にも課題を残し 科医師会は生前カルテ 会は協力態勢を整え、 当するカルテを提出し 市の危機管理の担当者

た。また、県と市の行 政同士、行政と警察庁 の間でも情報共有をめ ぐる混乱があった、と

本紙で報道された。 さらに、不明者の公 表により人数の特定が

進めば救助すべき人を 迅速に絞れるとの議論 関係機関に提言してき

に、識者が「事前に災 害時の個人情報取り 扱いは決めておくべきだ」と指摘して

いた。 岩手県警は、DNA 紋も同様である。 市町村に対して行方不

明者名簿が手に入

り、各歯科医院にカル

テ提供をお願いでき

たのは、震災3カ月後

の6月中旬になってから

だった。

行政同士、行政と警

察、関係機関の情報共

有システムがなせづく

れぬのか。どうして

非常時の個人情報を取

り扱いルールを策定し

ていないのか。あれほ

ど悲惨だった東日本大

震災の教訓が生かされ

ないまま、また次の大

規模災害が起こってし

まつのだろう。

日 報 論 壇

震災の教訓生かされず

菊 月 圭 吾

を教訓とし のご遺体の歯科所見を 師会には行方不明者名 人情報の取り扱いが難

て県内外の 採取した。 簿が届かなかった。 しい、前例がない」と

しかし、いくら歯科 県に問い合わせても の返答で、とても非常

所見を採取しても、比 全くまとめ切れておら 事態の対応とは思えな

較するべき生前のカル ず、県歯科医師会では かった。

テがなければ照合には しびれを切らし、越権 何度もお願ひし、被

至らない。DNAも指 行為を覚悟の上で、各 災市町村すべての行方

不明者名簿が手に入

り、各歯科医院にカル

テ提供をお願いでき

たのは、震災3カ月後

の6月中旬になってから

だった。

行政同士、行政と警

察、関係機関の情報共

有システムがなせづく

れぬのか。どうして

非常時の個人情報を取